

議事日程(第5号)

平成22年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第2 議案第10号 団体宮村づくり交付金事業計画の変更について
- 日程第3 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第10 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 発議第2号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第21 閉会中における請願審査特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について

- 日程第2 議案第10号 団体営村づくり交付金事業計画の変更について
- 日程第3 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第10 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 発議第2号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第21 閉会中における請願審査特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。傍聴席には町民の方々がたくさんお見えでございます。本当に感謝を申し上げます。

それでは、只今から本日の会議を開きたいと思います。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村末子。おはようございます。昨日、2時5分から議長室におきまして、委員全員出席の議会運営委員会が行われましたので、御報告いたします。

人権擁護委員の推薦に伴う諮問3件、平成21年度一般会計補正予算を初め、平成21年度特別会計補正予算など6件については既に可決され、高鍋町総合計画第5次基本構想、持田に建設された高齢者福祉センター運営に関するもの、変更に伴う村づくり交付金変更、町道路線認定などや条例の一部改正4件、平成22年度の一般会計予算及び特別会計予算10件、合計18件については審査を終了し、報告を待つばかりとなっております。

当初、報告の中で御案内をいたしました国の第2次補正予算の第2次交付金額が示されたことによる平成21年度一般会計補正予算（第7号）について、執行部より説明を求めました。

第1次交付金と合わせ、9,000万円を越す額が交付されることは、厳しい地方財政にとっては大変ありがたいことであると考えます。

執行部の説明によると、住民から要望が出されていた懸案を提案したいとのことで、委員会では説明資料を添付することを求めました。

説明が終了し、意見を求め、委員から詳細な説明を求められましたが、あとは本会議場にて詳細な説明を行うことができました。

事務局より既に議員協議会で諮った意見書1件もあわせて追加日程に加えることの説明が行われ、日程に追加することを委員全員、賛成で認めたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、2件を追加提案し、お手元にお配りをいたしましたとおり、議事を進めたいと思います。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから日程第8、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算まで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 8番。おはようございます。平成22年第1回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第16号中関係部分の4件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、3月11日より15日に、第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を求めて慎重に審査を行いました。

議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員より、降給の事由の心身の故障についての部分、考えられるうつやストレス疲労に対する対応やフォロー対策について質疑がありました。

まず、医師の診断を受けてもらうことにより、長期休職などの対策がとられるとの答弁でありました。

委員より、病気の前兆などに対してのカウンセリング等の対策はとられているかとの質疑があり、庁内の労働安全委員会の中に担当保健師もおり、ほか医師や共済組合の助言者など、カウンセリング体制、相談できる体制をとっているとの答弁でありました。

委員より、全職員に対する目配り、気配りが必要であり、人権に対する対策も考慮しなければならないのではとの意見が出されました。人事評価は、慎重に、委員会など公正な取り組みに留意するとの答弁でありました。

委員より、交通違反などの処分は人事評価にされるのかとの質疑があり、それは懲戒処分委員会にての処分とされるとの答弁でありました。

条例の一部改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を受け、委員より、1カ月60時間を超える勤務をする職員が多いのかとの質疑があり、スポレクバドミントン大会時に少し見られたが、今後は60時間を超える勤務はさせないようにしたいとの答弁でありました。

条例の一部改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についての説明を受け、委員より、月60時間を超える時間外勤務が代休時間となって休暇をとらなければならないのかという質疑があり、そうではなく、指定休暇をとることができるという新設の制度であるとの答弁でした。

条例の一部改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算書の関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

上下水道課関係、合併処理浄化槽設置に、昨年度と同じ60基に対する補助金の説明を受け、委員より、ことしも60基設置は見込めるのかとの質疑があり、高鍋町は新築件数が多く、十分見込める。また、24年度下水工事業の見直しがなされれば、まだ設置数は増加も考えられるとの答弁でありました。

委員より、緊急雇用創出事業の普及推進事業についての質疑があり、それは下水道設備区域内の戸別訪問をして、申請率アップの接続の促進を進めたいとの答弁でありました。

税務課関係、コンビニ収納手数料の3点についての質疑があり、21年度実施による実数をもとに、1万3,300件として算定したとの答弁でありました。

固定資産評価にかかわる調査業務としての航空写真撮影委託業務についての説明に、委員より、写真による境界確定など利用できるのかとの質疑があり、計上等の参考に作成するものであり、個人活用はできないとの答弁でした。

南九州大学の移転による税収への影響はどの委員の質疑があり、軽自動車税0.1%減収を算

定、ほか下宿等の所得減や学生アルバイトなどによる商業への影響など予想されるとの答弁でした。

議会事務局関係、議会だよりの印刷製本が二色刷りカラーページとの増額説明があり、委員より、全ページ二色カラーにより前後全5ページのカラーがなくなるが、全ページ二色カラーはよいものができるとの意見が出され、予算内での調整でよいものをつくっていただきたいとの答弁でありました。

政策推進課関係、ふるさと納税リピーター5名との説明に、委員より、この納税者に対して、どのような計画があるのかとの質疑に、広報たかなべ等の送付のほか、会員証を兼ねたバッジをつくり、集会などにつけてもらって、ふるさと納税のPRをしてもらうような計画をしているとの答弁でありました。

屋内練習場の説明に、委員より、30掛ける40メートルの広さは適当なのかとの質疑があり、もっと大きなものが理想ではあるが、予算的に無理であるとの答弁でありました。また、その使用料はとの委員の質疑に、現時点では詳細な取り決めは確立しておらず、ほかの施設などを参考の上の決定になるとの答弁でありました。

総務課関係、土砂災害ハザードマップ作成の説明に、委員より、その配付先についての質疑があり、地区ごとのハザードマップなので、その地区に配付することになるとの答弁でした。

地域防災力向上補助金100万円は、2地区に50万円の補助との説明に、委員より、その2地区は決定しているのかとの質疑があり、これからの行政事務連絡員会での説明を得ての決定になるとの答弁でありました。

会計課関係、金庫ダイヤル番号変更作業についての説明を受け、委員より、ダイヤル番号変更事由の質疑があり、長年、ダイヤル番号の変更がなかったので新番号への変更が必要であるとの答弁でありました。

町民生活課関係、ごみ処理機購入補助金についての説明を受け、委員より、処理機補助29台は少ないのではないのかとの質疑があり、補助を受ける条件として、毎回の記録報告の義務があるので、それだけの応募があるかどうか懸念との答弁でした。

委員より、公害対策審議会委員に対しての質疑があり、公害苦情の申し立てがあったときの委員であるとの答弁でありました。

委員より、地区清掃時の消毒薬の配付は考えられないのかとの質疑があり、薬の管理事故があり、17年より配付をとめたとの答弁でありました。

討論はなく、採決に入り、委員会全員賛成すべきものと決しました。

以上、総務環境常任委員会の報告といたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。1つだけお伺いしたいんですけども、先ほど報告の中で、職員の衛生、安全管理の面について詳細なその報告なり、皆さん審査の中であったと思いますが、具体的に大体どれくらいの数の方が職員として今うつなり、そういった症状に見舞われてるのかとの数値についてはお聞きになったのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） その質疑はございませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。屋内ドーム建設に当たり、その目的と使い道について詳細な審査が行われたのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、エコクリーン、西都クリーンセンターへの支出について、今回導入される生ごみ処理機助成で、費用負担がどう変化するということの詳細な説明を求められたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 屋内練習場に対しては、報告にありましたように、大きさの質疑が出ました。これは別に野球のスポーツキャンプによる、室内練習場として使うだけでなく、多目的な、町民一般も使えるような目的であるとの説明は受けました。

それから、ごみ処理の分は、大体このごみ処理機補助の目的として、ごみ減量化による還元の発想でもあるということで、この生ごみを乾燥することによって16%になるということで、搬出ごみの減量化に適用するのではないかというような説明は受けました。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。なぜ屋内ドーム建設の問題が質疑したかっていう一番大きな理由は、今、委員長が私の質疑に対して説明されたように、あとは恐らくこれ文教福祉の分野に運営が移管されるんじゃないかなというふうに思うんですね。そうなってく

ると、建設は総務常任委員会で審査を行った、管理運営については文教福祉でしていくということになると、その設置目的がわからないと、非常に運営に支障を来すと。逆に目的がキャンプの誘致のみに関するのであれば、それは当然、あとの使用目的というところの中で、これは文教福祉には属さないというふうに思いますので、できれば屋内ドーム建設に当たって、審査をされなかったということなのかもしれませんけれども、その目的と、やはり町民がどうやって使えるのかと、何に使えるのかというところの詳細な説明をやっぱり求めているかなければ、あとの管理運営について大きくそれが発生してくるわけですよ。だから、そこを聞いたかったんですよ。

そして、今エコクリーンと西都クリーンセンターへの支出についてということで、ごみが16%減量できるということで、西都クリーンセンターじゃなくてこれはエコクリーンのほうへの支出が減少するというふうに見てよろしいのかなというふうに思いますので、再度答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） まず、ごみ処理関係からです。生ごみの処理機の補助ですので、当然エコクリーンのほうの関係になると思います。

それから、練習場の件につきましての、どのような利用が見込めるか。スポーツキャンプ以外にどのような利用が見込めるかというのは詳細な質疑はなかったんですけども、町民みんなが雨が降っても降らなくても、予定としてそこで町民の方が利用できるような施設になると考えられるというような説明は受けております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 13番。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番です。おはようございます。本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第10号、議案第11号、議案第16号中関係部分につきまして、その審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、3月11日、12日、15日、16日の4日間であります。

第3委員会室にて、産業建設常任委員全員で関係課長、農業委員会局長、職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、奥の下（3）線の現地調査を行いました。

議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更について、産業振興課であります。計画の変更理由といたしまして、農道整備の堀の内線において踏切改良工事を行えなかったこと、農道整備の老瀬・荒原線及び上嶋城・下嶋城線等において低価格入札があったことにより、工事費が減となったこと、さらに農用地の改良及び保全の老瀬地区においてポ

ックスカルバートの状態がよく、既設の利用したことにより、工事費が減となったことなどの理由により、総工費2億4,700万円が1億5,241万3,000円の38.3%の減となったため、変更になるとのことでした。

委員の質疑で、低価格入札になったのはなぜかに対し、設計は標準設計の歩掛りであり、業者努力により、低価格入札となったとのことでした。

次に、ボックスカルバートの状態がよかったので、既設利用したとあるが、これは最初の計画のときにわからなかったのかに対し、地中埋設物であり、計画の段階では詳細な部分までわからなかったとのことでした。

次に、農道の幅員・拡大改良をなぜ最後までしなかったのかに対し、踏切を含む農道の幅員・拡大は必要ないという地元の声もあったためとのことでした。

その後、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号町道路線の認定について、建設管理課であります。今回の町道路線の認定については、舞鶴団地北側の脇地区の宅地開発に伴い、土地所有者より寄附採納があり、道路法第8条第2項の規定により、認定を求めるとのことです。

委員からの質疑で、道路認定について、通り抜けができるのか。また幅員、延長、用地取得はどの質問に対して、脇地区から舞鶴団地へ抜けるバイパス的役割になること、また幅員4メートルから5メートル、延長112メートル、道路は無償提供との答弁でした。

その後、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、産業振興課関係について、産業振興課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、城下町高鍋まちなか活性化事業の計画内容、企画が不明である。あわせて商工業振興費の補助金の企画、効果がわからないとの質疑により、詳細を審査するための資料提出を求めました。

産業振興課より、商工業振興費、観光費の補助金にかかわるすべての補助金交付申請書及び実績報告書等の関係書類が提出された後、質疑を再開いたしました。

委員より、高鍋町観光協会補助金について、積極的なPRとは、町外の人に対してのPRは実施しているのかとの質疑に対して、町内には「お知らせかなべ」などのPR、町外に対しては観光協会のホームページ、ブログ等で情報を発信しているとの答弁がありました。

委員より、観光協会へ対する補助金が545万円計上してあるが、高過ぎるのではないかという質疑に対して、海水浴場、桜まつり関係の行事については、今まで商工観光係にて計上し、実践していた。この行事を観光協会で実施してもらうため、海水浴場、桜まつりの予算を合わせ減額したものを観光協会への補助金にて計上しましたとの答弁がありました。

委員より、減額によるサービス低下はないか。委託している警備会社の人々が業務内容を理解していないようであるがとの質疑に対して、昨年数回の指摘があり、委託している警

備会社へ※激しく指導したところです。今後も※激しく対応していきたいとの答弁がありました。

委員より、城下町高鍋まちなか活性化事業の計画内容、企画については決定後に予算化したものではないかとの質疑に対して、この事業は、県の重点施策として県内の3市町村に3年間補助する県単事業で、当町におきましては、平成21年度に申請し、今年度は方向性を決めるためのソフト事業に取り組みました。

その結果を踏まえた事業内容を平成22年度に予算計上したもので、ソフト事業としましては、灯籠まつりで設置してある既存灯籠との連帯を持たせる灯りプロジェクト、商店街の統一感と城下町高鍋の趣を持たせる、のれんプロジェクト、空き店舗を活用した町屋プロジェクトを実施する計画としており、ハード事業についてはシンボリックになる灯籠4基、商店街に灯りをともす灯籠25基を制作する計画としていますとの答弁がありました。

委員より、城下町高鍋まちなか活性化事業補助金にソフト事業、ハード事業は計上しており、平成22年度で2年目となるが、継続してソフト事業もできるのか。事業計画はこのとおりなのかとの質疑に対して、ソフト事業については多くのプログラムがあり、2年目であっても実施できるため、この事業を充実させるためのソフト事業選定し、実施する計画としている。

事業計画については、現時点では配付しています資料に記載している内容で、補助金の要望を行っていますとの答弁がありました。

委員より、のれんプロジェクトで設置するのれんは、それぞれ違うのかとの質疑に対して、それぞれ違うのれんを60枚設置する計画で、設置する各店舗から負担金を徴収することをしているとの答弁がありました。

委員より、空き店舗はどのくらいあるのかとの質疑に対して、商店街の空き店舗は現在11店舗あるが、そのうちどれくらい利用できる状態なのかわからないとの答弁がありました。

委員より、灯りプロジェクトの灯籠1基100万円が4基計上されているが、作成することができるのか。また、価値があるものなのか。小さい灯籠25基はどこに設置するのかとの質疑に対し、世界の芸術家が出展して行われる国際シンポジウム等にて公募する計画と聞いております。

また、25基の灯籠については、電気を使用した灯りとなるので、電気料負担等の理解のとれるところに協議していく計画であるとの答弁がありました。

委員より、抜本的な考え方が違っているのでは、商店街も大変努力されているが、なかなか集客できない状態ではないか。灯籠、のれんで集客できるのか。高鍋独自のものなら成功すると思われるとの質疑に対して、一つの見識であると思われませんが、この事業については各商店街の合意形成のもと事業を実施しておられ、今後成功するよう助言・指導していくとの答弁がありました。

※後段に訂正あり

委員より、いろんな補助金交付団体があるが、事業ごとに区分すればわかりやすいものとなるのではとの質疑に対して、商工観光関連の補助金をまとめられるかどうかについては、団体ごとの意向確認も必要ではないかと思うので、平成22年中に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、上下水道課であります。歳入予算はなく、歳出については下水道事業特別会計への繰出金が1億8,379万9,000円、また工事請負費として、都市下水路しゅんせつ工事が50万円となっています。

質疑に、どこをしゅんせつしているのか、延長はどの問いに対し、しゅんせつ場所は上江火月都市下水路で、長さは900メートルと400メートルとのことでした。

次に、建設管理課であります。22年度の新規事業を含め、主な事業として東九州自動車道対策費の東九州自動車道開通記念事業実行委員会負担金57万3,000円、再編交付金事業費760万円、社会資本整備総合交付金事業費1億2,052万4,000円、山下地区急傾斜地崩壊対策事業負担金307万円、住宅管理費の火災報知器設置業務委託地上波デジタル放送対策工事437万9,000円が計上されております。

まず、歳入ですが、使用料として自動車等駐車場使用料630万円、住宅使用料8,419万8,000円、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金8,000万円、地域住宅交付金1,474万円、建築物耐震改修等補助金及び水門操作委託金が国・県合計で297万2,000円が計上されております。

次に、歳出ですが、商工費の自動車等駐車場費では、駅前駐輪駐車場の維持管理経費、東九州自動車道対策費では、本年、お盆前と予定されております高鍋西都間の開通に向けてイベントを計画しており、そのため沿線6市町で構成する、開通記念事業実行委員会を立ち上げ、開通に向けての記念事業を計画しており、そのための負担金57万3,000円が計上されております。

道路橋梁総務費では、道路台帳図面等の修正委託及び道路の維持管理費でございます。

道路新設改良費では、再編交付金事業として、下永谷(3)線の測量設計、新山(7)線の測量設計及び用地購入費が計上され、社会資本整備総合交付金事業費では、21年度に引き続き、大峯村・大池久保線、菖蒲池東南・樋渡線の2路線の改良工事が予定されております。

河川費の自然災害防止事業費では、継続事業として、山下地区急傾斜地崩壊対策事業負担金として、307万円が計上されております。これは、県が工事を行い、その工事費の1割を負担するものであります。

都市建設費の公園管理費では、21年度から国の補正予算に伴う事業として創設されました緊急雇用創出事業が引き続き計上されております。

委員より、道路の維持管理について、町道の凹凸の対応はどのように行われているのかとの問いに、道路パトロール、現場への行き帰り等に注意し、軽微な箇所についてはその都度対応している。電話等での苦情があった場合も、職員が現場に行き、確認し対応して

いる。職員では対応できない箇所については、数箇所をまとめて業者へ委託しているとの説明がありました。

次に、住宅修繕費について、委員より、例年どおりの800万円を計上しているが、老朽化している住宅が多いので、もう少し予算を要求してはどうかとの意見が出されました。

道路改良について、委員より、東小西側の道路はどのようになるのかとの問いに、学校側に歩道を設置し、児童の安全を確保する。また、現在施行の九電工付近は交差点のため、2車線を確保するとの説明がありました。

自動車等駐車場の収支について、委員より、支出のほうが130万円ほど多いが、委託料をもう少し検討してはどうかとの意見が出され、委託料については管理委託、浄化槽点検委託、保守点検委託、整備委託があるため、縮小は困難である。また、平成23年9月にはシステムリース契約が終了し、10分の1程度の契約料となるため、黒字が見込めるとの説明がありました。

次に、農業委員会関係です。

歳入について主なものは、農村水産業費県補助金の農業委員会等交付金、農地制度実施円滑化事業補助金、農林水産業受託事業収入の農業者年金業務委託金等であります。

歳出におきまして、農業委員会委員12名の報酬及び事務局職員の人件費が主なものでありますが、新規事業として新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援する農地制度実施円滑化事業を実施するための予算が計上されております。

そのほかの補助事業として、交付金事業、農業者年金受託事業、農地保有合理化事業、認定農業者利用調整推進事業等に要する予算の説明を受けました。

委員より、農業後継者の現状はどうなっているのかとの問いに、年々減少傾向にあるが、昨年は3名が新規に就農したとの説明がありました。

その後、採決に入り、賛成多数により可決するべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

只今から、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係部分について質疑を行います。

す。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほどからいろいろ報告がありますがけれども、まちなか活性化事業について、事業資金の配分についてお伺いしたいと思います。

2つ目に、農業後継者育成の主な取り組みはどのようなものになっているのかというこの報告がなかったような気がします。せっかく後継者がふえたということにもかかわらず、どのような後継者育成に取り組んでいるのかということが具体的にお示しでなかったようですので、具体的なお伺いしたいと思います。

3番目に、農業関係での新規事業の効果、目的をどのように説明をされたのでしょうか。また、その審査の内容について具体的にお答えを願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 1つ目のまちなか活性化事業資金の配分はということで、ちょっと説明いたします。

配分は、城下町高鍋まちなか活性化事業、まちなか商業連携支援、ソフト事業にです。

ソフト事業に、内容といたしまして、町屋プロジェクト、空き店舗を利用し、お客さんが気軽に立ち寄れる場所を提供する。物品販売などを行う。先進地視察、広報関係費用、計300万円。

次に、エリアマネージャーに、内容として、アイデア・意見の取りまとめを行う。民間主導会議ではなく、取りまとめや総括ができていないので、協議会、会議所、役場間の総合調整をする。計400万円です。

次に、ソフト事業に内容として、のれんプロジェクト、店舗独自ののれんを作成し、商店街に統一感を持たせる。4万円掛ける60枚、240万円。のれんプロジェクト、灯りプロジェクトの諸経費30万円、プロジェクト完成イベント30万円、計300万円。

ハード事業に内容として、灯りプロジェクト、メインの大きな灯籠4基を国際会議で設置する。公募で設置する。100万円掛ける4基、400万円。

小さい灯籠は作品公募し、町民の投票により決定した25基程度を設置する。8万円掛ける25基、200万円、計600万円。県が800万円、町が800万円、合計1,600万円です。

次に、後継者農業育成の主な取り組みはどうなっているのかという問いに、農業後継者育成の取り組みについては、平成22年度予算計上してあるものは、農業者、農業後継者15名で構成されている高鍋町SAP会議の育成に対する補助金として、農業後継者育成対策費補助金15万円が計上されています。

次に、農業関係での新規事業の効果と目的はとの質疑ですが、産業振興課に関する新規事業については、環境保全型農業推進補助金100万円、宮崎県農業安全・安心対策資金利子補給金12万円が計上されています。

環境保全型農業推進補助金100万円については、染ヶ岡地区で栽培されている白菜、キャベツに、近年根こぶ病の発生が多く見られて、その対策としては、ひまわり等を栽培

し、緑肥作物とすることで、根こぶ病の感染原因である土壌中の線虫密度を下げる効果があるとされている。

そのひまわりの種子代3分の1を補助するもので、その効果としては地域全体の圃場約50ヘクタールに作付することで、根こぶ病の蔓延防止を図るとともに、農村景観も向上させ、観光スポットにもなるのではないかと考えているとの説明がありました。

次に、宮崎県農業安全・安心対策資金利子補給金12万円については、2つの支援資金があり、一つの支援資金として統合されたもので、その資金の利子を補給するもので、その効果としては農業者の経営維持・安定を図ることができるとの説明がありました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。2月6日の牧瀬さんのまちなかを見ていただいた感想が言われたんですけども、まず、統一感がないということをおっしゃいましたよね。だから、この統一感がないことを、じゃあ、のれんとか灯りでやっつけようとしているのかなというふうには思うんですけども、具体的に例えばソフト事業の中の町屋プロジェクトってありますよね。空き店舗対策について、あそこの商店街の空き店舗に関して、本当に使っていける建物があるのかどうかということが非常に心配なんです。

例えば、滋賀県長浜市においては、これは同じ統一感を持たせた町屋づくりをしていながら、あそこにガラス工房などを誘致して、本当に非常に全国各地からのお客さんが見えているようでございます。だから、そういうことを考えたときに、じゃ高鍋町では外部からの人を呼び込むのに、じゃあどうするのかということのをどのように考えて、計画をされたものなのかということが、そのまちなか活性化事業ではちょっと見えてこない部分がたくさんあるんですよ。一体どのようにして人を呼び込んでいきたいと思っているのかということが見えてこない。その見えてこないことに対して、どのような質疑応答があったのかということ具体的には知らないと、これからやはり支援していく体制もできないと思うんです。

また、灯りプロジェクトで私大変気になるところなんですけれども、以前、高鍋町灯籠まつりというのをずっとやっておりますけれども、これは灯籠を買ったときに、やはりさらし首のようであるとか、いろんな表現をされて、非常に灯りについては批判があるということを私は聞き及んでおります。

そのことを考えたときに、やはり灯りプロジェクトといえば夜ですよ。今は、夜は、それでなくてもいわゆる食事をするところとか、飲んだり、みんなが暮らしたりするところで、夕方からは人が多く出入りをされると、高鍋町に入ってこられるということ、あのおときも商工会議所の会頭のお話があったと思うんですね。

私、そのことを聞いたときに、やはり今度コンセプトは夜に人を集めたいと、もっと人を集めたいと思ってらっしゃるコンセプトなのか。それとも、昼間にもっと人通りの多くなる活性化事業を望んでいるのかということが見えてこない。だから、例えば灯り事業で

あれば夜ですよ。商店街がシャッターが閉まってる。要するに、もう昼間はあいてるお店であっても、もう夜6時ぐらいには閉められてますよね。じゃあ、8時か9時ぐらいまで商店街がもう協力して、じゃあ、夜せっかく灯りプロジェクトをしていくんだから、じゃあ、夜もあけようじゃないかということで、少なくともその灯りを設置していただいたお店っていうのは、夜8時か9時まであけていただくようなそういったセッティングがあるのかどうかということがまず一つだと思うんです。

それと、空き店舗でもう一つ申し上げたいのは、一度県の補助なり、前の農業振興課です。ね、などが協力をして農協なども協力をして、空き店舗に入ったことがあったんですけど、家賃が高かったりとかいろんなことがあって、なかなか次年度、その次の年度っていうのがうまくいかないということがありましたよね。そのことを考えたときに、やはり歴史的に、あの商店街を活性化していくためには、じゃあどうしたらいいのかという議論が多分産業建設常任委員会では、恐らくこれは物議を醸したことではないかなというふうに思うんですね。そして、今まで、いろんな皆さんも通りになったらおわかりになると思いますけれども、上のほうにはもう既に灯りがついているんですよ。皆さん電気代を払って。空き店舗もできたけれども、その電気料はそのお店が持ってらっしゃるからついてないという状況とかありますけれども。もう既に上のほうには灯りをつけた、そういった計画というのを行って、これはもう既にお金を当時、恐らく二千、三千万円近くつぎ込んで事業をやってきたんじゃないかなというふうに思うんです。だから、その事業との対比、歴史的な背景というのはじゃあどうなってきたのかということなんかも、恐らく議論の中に出てきてるんじゃないかなというふうに思うんです。私は、そういうところをもう少しじゃあ詳しくちゃんと示していただかないと、全員が産業建設常任委員会にいるわけではないので、総括質疑も3問と限定がありますので、なかなか聞ける状況というのがないという中で、私は非常に3回という限定がありますので、非常に聞けない部分がありますので、委員会でその辺を審査をしっかりといただかないと非常に困るということがあったんですね。

もう一つ、3番目の農業関係での新規事業の効果と目的というところの中で、私は委員長の報告で本当によかったなと思うことは、やはりこういった本当は景観に対する線虫を少なくするという事業ももちろんですが、それと同時に農業の景観ですね、田畑の景観っていうのが、このひまわりを植えることによって非常によくなってくる。そこがまた一つの観光スポットになっていくんじゃないかと。ありがたいなと思ってるんです。だから、わずかな資金でも高鍋町の活性化を図っていく、そういった自然環境を利用した形での観光スポットをふやしていくという、こういう事業が非常に町民にとってはありがたいし、また、進めてほしいと、提案してほしいと思ってる部分があったから、それもあえてお伺いしたんですけれども。

私は町屋プロジェクトについてとソフト事業ののれんプロジェクト、そしてまた、エリアマネージャーと、アイデア・意見の取りまとめを行うっていうのが400万円もありま

すよね。これがどういう形で支払いをされていくのかというのが非常に心配なんです。これやっぱり皆さん、最後の商店街に対する資金援助というふうに思って取り組んでいらっしゃるというお話をたくさん聞いてます。そのことから考えたら、一体これがうまくいかなかったときは、じゃあだれが責任をとるのと。だれも責任をとらないでは、私は、お金をつぎ込んでいく、町民の税金を800万円もつぎ込んでいく——去年も150万円ですか、つぎ込んでますよね。そうやって2分の1事業であっても、やはり住民の税金がつぎ込まれているということ、一体どれだけ認識をされて取り組まれているかということが非常に私はそこをしっかりと押さえておかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、あえて2問目も質疑をさせていただいたところです。答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 暫時休憩いたします。（笑声）

○議長（後藤 隆夫） 委員長、おまえ、議長じゃないが、おまえ。議長じゃないが。休憩をお願いしますと言わんと。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 休憩を要求します。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 報告の中で、「激しい」っていうことを2箇所言いました。それで「厳しい」というほうに訂正をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 発言の訂正がありましたので、許可をいたします。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 報告の中で、「激しい」と言いましたけれども、2箇所です、それを「厳しい」に訂正をお願いいたします。

灯籠プロジェクトの質疑なんですけど、芸術性を持たせ、昼間でも楽しいものをつくる。夜の営業についても今後検討を願うということです。

次に、空き店舗対策についてです。利用できるものは現在2点わかっていますが、そのほかについては調査をしているところでございます。

次に、エリアマネージャーの件なんですけど、協議会が委託契約を結んで、委託料を支払っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。答弁は私の質疑した内容に値するような答弁ではなかったんですけども、それはよいとして。今現在、まちなかにいろんな作品が展示してあ

りますよね。石の作品が。また、ハタダにもこれ有名な方の作品らしいですけども、まだ多分引き上げていらっしゃると思います。やっぱりいろんな作品がありますよね。そういうことを考えたときに、全体的な事業の中で、やはりハタダのあれを持ってらっしゃる社長さんなり、そういうところとの連携というのはどういうふうにされていこうとしているのか。

そして、以前の高鍋町灯籠まつりとなるときの、灯籠をようするに買って来た、そして皆さんにやっぱり1基ずつ買っていただいたという経過がありますよね。これでかなり広がってはきたんですけども、芸術性を持っていると言われても、たった4基、25基は多分恐らく小さいものだろうと思うんですけども、全国公募すると。世界に発信して世界から公募するというような形になるかもしれませんけれど。例えば1基100万円といいますが、作品そのものを100万円で買ったときに、恐らく例えばアメリカの方が公募してつくられて、その作品がいいねという話になったとしますよね、そうすると例えば一番最初の完成イベントをされる予算というのが30万円ということなんですけど、その方は自費で来られるんですか。だから、細かく言えば、やっぱそういうところまでしっかりと組み込んだ形の世界に発信するというのであれば、例えばヨーロッパからおいでいただく費用とか、その作品に対して、そういう諸経費も含めた形でしっかりとフォローしていかなければ、私はなかなか作品だけは送ってくるかもしれませんが、そういったもの、デザインだけを公募されるのか。それとも、いや作品そのものを公募されるのかしら。その辺のところはやっぱり見えなわけですよ。全然わからない。だから、デザインだけっていったら、じゃデザイン料だけということ、じゃあ、あとだれが作るのかしらということになると思うんです。その辺のところはどう議論されたのか、審査されたのかというのが全然見えてこない。高鍋町はほかの人にお金上げるのが得意なところですから大丈夫だと思うんですけども。

大の4基100万円ということなんですけど、芸術家の方から見れば100万円といったらそんなに高い金額ではないと思います。

例えば、末吉町では、南日本新聞なんかの応援を受けて、30万円の賞金でいろんな作品を募集されているんですね。じゃあその作品は、末吉町にいただくということで、私も見に行きましたけれども、あそこは美術館がありませんので、庁舎にいっぱい飾ってありました。100号、80号の絵がもう所狭しと飾ってありました。

だから、そういうことを総合的にずうっと考えたときに、本当にこの計画で人が呼べるのかということをやっぱ真剣に議論をされたのかと。反対だから議論をしなかったとか、そういうことではないと思うんですね。やはり議論をした上で、熟慮して反対に回られた方もいらっしゃるでしょう。賛成多数でしたので。だけど、やはりそこにはしっかりとした審査をしておかないと、この一般会計の予算が平成22年度通ったときに、どんなに反対しても通ればやはりそれをしっかりと私たちは応援をしていかなければならない立場にあるわけです。そうなったときに、そういうコンセプトがしっかりとわかってないと、やは

りせっかく若者が立ち上がって頑張っている事業を私たちは失敗させるわけにはいかない。どんな形ででもフォローしていかなければならない。そういう立場に議員はみんなあるんですよ。だから、言いにくいことも言うし、嫌な質疑もしていかなければならないんです。

町長はここで答えるべき言葉ではないんだから、少し発言を控えてください。（発言する者あり）だからそういうことを言わないでくださいと言ってるんです。

○町長（小澤 浩一君） 金をやる何ですか、それは。

○議長（後藤 隆夫） 静粛に願います。（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

質問者は続けてください。

○13番（中村 末子君） よろしいですか。だから、そういった総合的な芸術作品を考えたときに、非常に高鍋町はいっぱい、いろんないいものがたくさんあるにもかかわらず、それを活用できてないという状況が今あると思うんですね。あの灯籠だって、お堀端にずっと並んでますよ。写真で写して、私、本当にいろんな写真を使われたときに、写し方によってはこんなすてきな写真になるんだとかいうふうなのを見てるんです。だから、そういったいいところをしっかりとやっていかないといけないと思うからこそ言うわけですよ。

だから、4基で芸術性があるから昼間でもいいんだと。じゃあ、今昼間買い物に行かれる方が一体どれぐらいいるんでしょうか。その辺の調査はしっかりされた上で、昼間の人数と夜の人数というのをどういうふうに調査をされているのかしら。それを聞かれたのかしら。審査をされたのかしらというふうに思うんですね。だから、今度のまちなか活性化事業の一番のメインは、昼間のお客さんを呼びたいと思って頑張っているのか。それとも、夜に来られるお客さんをもっともっと呼び寄せたいと思って企画しているのか。そのところをどういう審査をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 長時間にわたって審査はしました。審査をした結果、目標を持って事業を進めていきたいということもその中でもありました。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

委員長は質問者の意図を確認してください。

午前11時20分休憩

午前11時25分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） さまざまな審議をしました。おっしゃいましたような部分については回答はありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 10番。文教福祉常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は3月11日、12日、15日、16日の4日間です。

審査は、文教福祉委員全員で行いました。

審査会場は、第4会議室です。関係課職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてと議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について、そして議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係部分です。

最初に、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、健康福祉課より、この高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者を高鍋町持田地域まちづくり協議会に指定したいとの説明がありました。

委員より、人件費の報酬部分がほかと比較して高いのではという問いに、開館時間が朝9時から夜9時までとなる。昼夜の勤務であり、昼間においては、継続的に働いてもらえる特定の人を選考してほしいとの要望でこの金額にしたとの答えでした。また、利用が地域優先となると、公の施設として不公平になるのではという問いには、まちづくり協議会とは月1回定例会を行っており、この施設は町全体の施設であること、町全体の高齢者が利用するものであることの話はしてある。

また、管理人の選考や管理について聞かれ、管理人はまちづくり協議会の中で選考されている。地域にある建物を地域で管理することで、運営の効率化が図れるとのことでした。指定管理者にするメリットについては、行政として経費の節約になるとの答えでした。

蚊口学習等供用施設とは管理費が異なるがとの問いには、施設の性格の違いである。この施設は、本来、町が管理するもので、蚊口学習等供用施設は公民館のような利用であるとの答えでした。

また、どのような利用がされているかと聞かれ、ミニバレー、鳴野様、エアロビクス、3B体操などの利用があるとの答えでした。

また、委員より、管理人配置については、外部に頼んだらどうかとの提案がありました。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第9号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について、健康福祉課より、家庭的保育事業による保育との区別のためとの説明があり、委員より、家庭的保育事業も条例に入れる必要もある場合もあるのではという問いに、現状ではファミリーサポート事業を拡大・拡充していく。

また、一部の託児所など、幅広く検討しなければということに対して、研究するとの答えでした。

質疑が終わり、採決を行い、討論はなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係する健康福祉課、教育総務課、町民生活課の国民年金分、社会教育課分を審査しました。

健康福祉課関係です。自殺対策法、自殺対策法関係法施行による新規事業として、啓発チラシを配付、コンサートなどを計画しているとの説明が行われました。初めに、この自殺防止啓発活動について、町の駅にチラシを置くことなどが計画されているがとの問いに、それ以外にもコンサートやフォーラムを行う計画がある。昨年NPO主催で行われ、その実行委員が残って、予定しているとの答えでした。

本町の自殺者はという問いに、平成19年が7名であるとの答弁でした。

委員より、自殺の原因の多くは金銭関係である。県も町も力を発揮していない。これらの防止活動にNPO団体に任せるだけでなく、民生委員などからピックアップする予算も必要ではとの意見が出されました。

また、子育て支援について、子育てルームきらきらは、今年度までの補助だが、これからどう育てるのかと聞かれ、ひとり立ちできるよう話し合いを行っている。今後は、自助努力で活動してもらうとの答え。

放課後児童クラブについて、東小と西小の補助対象金額が高いのではと聞かれ、人件費の違いである。東小と西小の分は、新たにすべての人材を必要とするためとの答えでした。

老人福祉館の管理費230万円について聞かれ、以前は250万円かかっていたが、一括管理することで、この金額になったとの説明でした。

障害者住宅改造助成補助金については、1件当たり80万円の3件であるとの説明。

また、シルバー人材センターについて、これから独立しなければならないのではという問いに、独立すると補助基準が定められているため、おおよそ800万円以上が町の負担となり、町財政に与える影響を考えると、現在の補助額が妥当と考える。事業仕分けの中で見直しが考えられるので、様子を見たいとの答弁でした。

次に、教育総務課関係です。21年度国の第2次補正予算で、学校管理費の営繕費、工事請負費、給食センター工事などが※明許繰越となった説明がありました。

また、米軍再編交付金事業についての説明もありました。

質疑に入り、給食センターについて、食材納入の管理はどこがするのかという問いに、町が行うとの答え。また、納入業者が一定でないなど、食材納入に関して意見があり、こ

※後段に訂正あり

れに対し、業者選定は月に2回見積もりをとっているとの答えでした。

耐震診断への対応について聞かれ、だめだったら工事を行うとの回答を得ました。

次に、教育委員会における評価委員の謝礼について聞かれ、2名以内で、内部評価についてチェックとアドバイスをしてもらっているとの答えでした。

教育長の旅費については、年1回、中央の教育長講習会に使用するものである。

姉妹都市交流の個人負担は1人1万円である。また、※ATLの人選に関して担当課で行うが、能力がわからないのでジェットプログラムを利用しているとの回答でした。

また、運動会や卒業記念品は何かについては、運動会はノートである。卒業記念品は、小学校では英語辞典、中学校では印鑑と証書ホルダーとの説明がありました。

遠距離通学費の補助について、全額は払えないかと要望があり、これから要望するとの回答を得ました。

また、用務員についてどのように必要か、学校の要望する人に合致しているかについては、学校美化と補修が主な業務だが、学校側から配置してほしいとの要望がある。具体的には、遊具や備品の塗装などもしているとの答えでした。そして、また、その人選は、学校の要望に沿って行っているとのことでした。

委員より、ごみ処理に対する要望が出され、早速対応したいとの返事でした。

また、再編交付金がなかったら予算措置はできたかという問いに、厳しかったと思うとの回答でした。

次に、町民生活課関係です。国民年金事務費について、受託事業にもかかわらず、歳入と歳出が合わないのではという質問に、庁舎の光熱水費が総務の管理になるためとの説明でした。

委員より、受託事業に対し、一般財源からの拠出はするべきでなく、相当分を国に求めるよう提案がありました。

社会教育課関係です。コミュニティー事業や新しく始まる学校支援地域本部事業の仕組みなどについて説明がありました。

質疑に入り、勤労者体育センターの備品購入は何かと聞かれ、今回は業務用の掃除機を購入し、ほかの体育館も同じ予算化をしているとの答弁でした。

また、勤労者体育センターの管理が、シルバー人材センターから直営になり、17万円の削減になるが、大丈夫かと聞かれ、できるとの答弁。

また、シルバー人材センターより管理責任が確立するとの答えでした。

美術館についてはクロスの張りかえが予定されているが、どれぐらいごとになるかと聞かれ、10年が目安であるが、今12年目であるとの答えでした。

また、企画展、特別展のコンセプトについて聞かれ、22年度は福祉企画展を表に出す。マイモナリザ展、日向の車いすの黒木洋高さんの個展、福祉活動を行っている東ちづるさんと仲間のイラスト展を計画しているとのことでした。

次に、家老屋敷の直営について聞かれ、常駐体制である。土日は地元の人をお願いする

※後段に訂正あり

予定であるとのことでした。

学校支援地域本部事業について、コーディネーターには謝金があるが、ボランティアは無料かと聞かれ、無料であるとの答えでした。

また、コーディネーターはどこに配置するかと聞かれ、中央公民館であるとの答え。

計画はという問いに、資料配付があり、東中小、西中小の校区で考えている。実質活動は6月からであるとの答えでした。

次に、高鍋湿原について、湿原にかかる費用が足りないのではとの発言に、ボランティアでお願いしている。説明のときなどの謝礼など少しはある。トンボの橋の管理は、また何人が乗っても大丈夫かと聞かれ、管理は産業振興課であるが、県が調べ、強度を調査し、塗装もして、大丈夫との結果を得ているとの答弁でした。

資料館に嘱託職員が必要かと聞かれ、寄託品の整理を重点的に行っている。寄託品の管理については、期限ごとに通知している。写真を撮り、ファイルで管理しているとの答えでした。

また、図書館の入り口について、広げてほしいとの要望があり、予算があれば計上したいとの答弁がありました。

また、コミュニティー事業については、本年7公民館の応募が終わり、川田、堀の内、※牛牧の公民館に助成されるとのことでした。

特徴的だったのは、屋外放送設備の要望が通ったことです。

また、緊急雇用対策の雇用者に定年退職者はいないのかと聞かれ、いずれもないとの返事でした。

質疑が終わり、議案第16号中関係部分は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時43分休憩

.....

午前11時43分再開

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 訂正をいたします。

先ほど、「明許繰越」と言いましたが、「繰越明許」であります。また、「ALT」を「ATL」と間違えて発言いたしました。訂正させていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

只今から、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

※後段に訂正あり

次に、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、時任伸一議員。

○16番（時任 伸一君） 今、委員長の説明の中で、コミュニティー事業の各公民館が出した、適用になったところの、もう一回読んでみてください。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） お答えいたします。

応募があった7つの公民館は大工小路、黒谷、西平原、川田、堀の内、上江団地、牛牧であります。このうち、川田、堀の内、上江団地が今回の補助となります。そして、堀の内が屋外放送、上江団地と川田が備品、テレビ、テントなどの助成となっております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終了いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、反対の立場で討論を行います。

地域につくられた施設運営は、地域で管理するというのは大変すばらしい発想ですが、これまで指定管理者としてきた家老屋敷、勤労者体育センターなど、指定管理者制度についてもさまざまな困難を抱え、また直営となる提案がされております。そのほとんどが町の管理運営規則などに対しての周知徹底が行われず、周知されたとしても引き受ける側の何らかの支障があり、町直営となったに違いありません。

今回も指定管理をする以前からトラブルが予想される、まさに一触即発状況と考えられます。地域の方が明るく仲よく利用され、笑い声の聞こえるまちづくりが一番です。トラブルが予想される、このような指定管理者移行には反対です。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成

議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第11号町道路線については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決をされました。

次に、議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

平成21年度補正予算では、国の交付金事業にいち早く積み残したのや前倒しでの予算獲得に執行部が特段の力を発揮されたことに、まず敬意を表したいと思います。

また、平成22年度の予算中には、住民の願いであるさまざまな事項を取り入れた予算配分があります。学校整備もその一つです。福祉などの扶助費などは待ったなしの予算とは思いますが、美術館の運営や図書館の入り口改善など、まだまだ住民要求が取り入れられない状況があります。

また、今回、まちなか再生活性化事業では、灯り、のれん、町屋事業の3点で何とか商店街活性化を図ろうとの計画ではありますが、商店街はさまざまな活性化対策を現在まで6,000万円近く投じて行われてきました。しかし、一番街のカラー舗装のように、年数が浅くてもがたがたの道になり、またやり直さないといけない状況です。それにひきかえ、他の大型店を含め、商店は自力で不況を乗り切るため、あらゆる工夫を行っています。今回の計画で本当に打開できるのでしょうか。石灯籠については灯籠まつりのメインとして、数多く設置できるとして中国産を使い、いろんな批判を浴びましたけれども、また同じ方向での計画となると、町民は何でそんなものに予算を使うのか、それより、温泉券の無料配付をしていただきたいとか、子供の医療費をせめて小学校卒業まで助成してもらいたいよね、などの声は聞こえないのでしょうか。

2月6日のフォーラムで、若者が熱く語ってくれました。それでは、なぜあのような疲弊した商店街となったのでしょうか。

私が高鍋に来た30年前に、「駐車場がなければこれからの商店街は生き残れないと思いますけど」とか「区画整理事業を行い、計画的な商店街づくりを考えられたらどうでしょうか」と、いろんな方々に提案をしてまいりました。しかし、耳を貸してはいただけませんでした。反省を込めて、今回のまちなか活性化事業については、王様に耳の痛い話をする忠臣として述べます。

地方自治体の財政は非常に逼迫しています。だからこそ、子育てやお年寄りが大切にされるまちづくりをしていただきたいのです。そのためにはもう一度予算編成を考え直して、「住民が主人公」の立場の予算編成を希望して、反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。この城下町高鍋まちなか活性化事業は、この予算は再生を願う商店街にとって大きな光になるものです。商店街も努力しなかったのではないのです。しかしながら、大型店の出店など、時代の流れの中で現在のようになっています。今、この商店街を新たに再生し、消費者に受け入れてもらえるとともに、本町の発展に寄与しようというのが、この城下町高鍋まちなか活性化事業だと思います。

宮崎県も高鍋なら再生できるという確信があるから、本町を県内の一番目に選んだので

す。高鍋モデルと言われる所以だと思います。大きな予算だと思います。だからこそ、それにこたえるべく商店街のみんなも頑張っているのです。あと、2年たったらNPOなり、株式会社でさらにまちづくりに邁進しなければなりません。それを約束する大きな礎となる予算だと思い、賛成をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決をいたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。13時から再開をしたいと思います。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

報告の前に、文教福祉委員長が発言の訂正があるということでございますので、訂正を許したいと思います。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。先ほどの報告の中で、議案第16号の中のうち、コミュニティー事業について助成される公民館を「川田、堀の内、牛牧」と報告いたしました。正しくは、「川田、堀の内、上江団地」でありました。訂正させていただきます。

日程第9. 議案第8号

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程第9、議案第8号高鍋町総合計画第5次基本構想についてを議題といたします。

本件は、高鍋町総合計画第五次基本構想審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○高鍋町総合計画第五次基本構想審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想について、特別委員会に審査を付託されましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は、3月10日、11日の2日間であります。

第3会議室におきまして、議長を除く特別委員会委員全員で、町長、副町長、教育長、各課長並びに担当職員の出席を求め、町長、担当課長の概要説明、担当職員の詳細説明及び資料の提出を求め、審査を行いました。

高鍋町総合計画第五次基本構想は、本町の進むべき姿と将来像、まちづくりの基本方針、目標を定めるものであり、町が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画であります。重要な案件であり、各委員からさまざまな質疑、意見が出されました。高鍋町が発展していくためには、人口をふやす施策が重要であり、雇用の場の確保について真剣に議論する必要があります。計画中の文言について、専門用語や略語などが使用してあり、わかりにくい。用語の解説は、資料編に盛り込むとのことだが、本計画に限らず、すべての面において町民目線に立った行政運営が望まれる。

計画の大きな柱でもある協働のまちづくりの「協働」という言葉は、ある程度浸透しつつあるが、内容については理解されてない。町民に対し、本計画の周知徹底を図る必要がある。広報紙や町ホームページでの広報だけでなく、町から地域に出向いての説明などの対応が望まれるなどの意見がありました。

執行部からは、各委員から出された意見について、今後の実施計画策定や行政運営に反映させていきたいとの答弁でした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

○議長（後藤 隆夫） 日程第10、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてから日程第18、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、特別会計等予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計等予算審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。特別委員会に審査を付託されました9議案につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は3月8日から11日の4日間であります。

第3会議室におきまして、議長を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは、保険税、国・県支出金、療養給付費等、前期高齢者共同事業の交付金、一般会計からの繰入金となっており、それぞれ歳出に応じて算出した額となっております。

歳出の主なものは、人件費等の総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、老人保健共同事業拠出金、保健事業費等及び諸支出金などとなっており、過去の実績、算定基礎数値等により算出された額となっております。

本事業の運営につきましては、平成20年度医療費の予想外の伸びなどにより、危機的な財政状況であるが、被保険者や町民の皆様方の御理解、御協力のもと、保険税率の引き上げ、保健助成事業の見直し、県の保険財政自立支援事業貸付金の活用及び一般会計からの繰り入れなどを実施し、国保財政の安定的な運用に努めているとの説明を受けたところであります。

委員から、もし何かの原因で医療費が見込みより伸びた場合は、一般会計からの追加で繰り出すのかに対し、一般会計から繰り入れるより、まずは基金を使用したい。平成21年度の特健診受診率目標を35%とあるが、現在実施数は何%かに対し、約32%である。

アクア高鍋ネットワーク事業で、ボランティアの水中運動普及員の方に資格証みたいなものを交付するのに対し、研修の修了書と委嘱状を交付する予定であるとの回答がありました。

また、今後も引き続き、被保険者の皆様へ制度理解の広報により、一層の努力をしていきたいとの報告がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算についてであります。この会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、被保険者が移行されたことから過年度請求分の精算等を行う会計で、本年度までの会計であります。

予算の内容は、歳入では支払交付金、国・県支出金が交付額が未確定のため、1,000円予算となっております。ほとんどが一般会計からの繰入金となっております。

歳出につきましては、主に平成19年度まで受診された医療給付費の請求遅延や過誤精算等に対するための医療給付費であります。

説明が終わり、質疑に入りましたが、特にありませんでした。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは、保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの受託による特定健診等実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入となっております。

歳出では、保険料徴収嘱託員報酬等の事務経費、後期高齢者広域連合への納付金、特定健診経費等の保健事業費となっております。

委員から、保険料の徴収嘱託員報酬が計上されているが、普通徴収分の収納率はどのぐらいかに対し、平成20年度は97.8%であった。温泉無料保養券分の宮崎県後期高齢者医療広域連合交付金は、どのような目的で交付申請をしているのかに対し、医療費適正化というよりも、長年社会に貢献された方への保養、健康づくりといった趣旨であるとの回答がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算の概要として、平成22年度も21年度に引き続き、国庫補助対象事業費1億円で事業を行う予定であり、22年度での事業はありません。

歳入の主なものは、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債等で、歳出の主なものは、工事請負費、浄化センター運転管理に伴う諸経費、公債費元金及び利子等であります。

委員から、長寿命化計画策定について策定を行ったとして、きちんと国からの補助がもらえるのか。国からの通知等の担保はあるのかに対し、あるとのことでした。

管渠の長寿命化計画は行わないのかに対し、耐用年数の迫った施設を対象としているため、管渠はまだまだ耐用年数が来てないので、現時点ではいつ実施するかわからない。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは、新富町、木城町の負担金と高鍋町の繰入金で、均等割と高齢者数割等で算出されたものであります。

歳出の主なものは、審査会委員18名分、事務嘱託員1名分の報酬、委員の委員会出席旅費などとなっております。

委員から、状況判断のできない高齢者等について、民生委員や地区の方から相談があった場合、介護認定審査会にかけると判断はどうかに対し、保健師や包括支援センター職員が訪問して、初期調査を行い、必要である場合には、家族の方と相談して適切な処置を行うとの回答がありました。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算であります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

歳出の主なものは、総務管理費では人件費で、3名分の給料と及び徴収嘱託員の報酬であります。

介護認定調査会費は、調査嘱託員2名分の報酬及び介護認定にかかわる医療意見書作成手数料であります。

保険給付費の居宅介護サービス給付費は、前年度当初に比べて、月平均30件の利用者増に伴う増額、施設介護サービス給付費は、前年度当初とほぼ同額、地域密着型介護サービス給付費は、新設されるグループホームの給付増を見込んで増額となっています。

予防給付費についても介護給付と同様な傾向にあります。

地域支援事業費の介護予防事業費と包括的支援事業・任意事業費はともに前年度当初とほぼ同額となっております。

委員から、入所者等から多くの苦情を聞く。町は施設に対して申し入れなどを行う必要があるのではないかに対し、入所者の苦情は町まで届くことは少ないが、現行制度の範囲内でできるだけ行っている。重大な案件の場合は、権限を有する県の窓口や国保連合会に相談するよう促している。また、現行制度において、町に権限がないのなら、一つは立ち入り調査を含めた監督管理が市町村にもできること。2つ目にケアプラン作成は、第三者機関が行うようにすることの2点を県に対して要望し、文書で回答してもらってほしいとの要望が出されました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてであります。

歳入では、一般会計からの繰入金、諸収入の雑入として、現年度分の清算金等でありませぬ。

歳出では、旅費、需用費の消耗品、印刷製本費、役務費の広告料であり、償還金利子及び割引料の交付清算金利子が計上されております。

また、課長より、これまでの徴収状況の報告もありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業については、西都市、新富町、木城町、高鍋町、1市3町で構成され、一ツ瀬川土地改良事業地内の116事業体に対して、雑用水を供給する事業であります。

歳入の主なものは、雑用水使用料及び基本料金であります。

歳出では、総務費において、一般職職員給料、電話回線等使用料及び一ツ瀬川雑用水管理基金積立金等であります。

施設管理費では、嘱託職員報酬、一般事務雇い職員の賃金及び課税申告証明資料作成のための土地改良区システム取り込み手数料や国営施設使用料、一ツ瀬川土地改良区に対する維持管理負担金等が予算化されています。

委員より、検針嘱託員に夜間徴収分が必要かに対し、検針嘱託員は通常の役場勤務と同じなので、滞納者に対し、夜間に徴収する場合は必要となる。

管理委託費は必要かに対し、自然破裂など過失責任がない場合は必要になる。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

平成22年度の予算策定につきましては、平成21年度決算見込み及び南九州大学の都城移転前倒しに伴う生徒数の減を考慮して策定したとの説明がありました。

これをもとに営業収益を算定し、22年度は営業収益が約450万円ほど減収になるということです。

建設改良などを取り扱う資本的収支につきましては、22年度は、国、県、東九州自動車道、町の行う改良工事関係が中心となっており、水道独自で行う工事については、漏水の多発している太平寺地区の配水管の布設がえを計画していることとあります。

これらの財源については、企業債ほか損益勘定資金等の内部留保資金を充当するとの説明でありました。

委員から、配水及び給水費の備消耗品費の中で、災害時用ポータブル給水栓とあるが、これは一体何かに対し、これは災害時のときに、消火栓より直接給水できる応急の給水栓であるとの説明でした。

今回太平寺地区の布設がえを計画されているが、他に漏水の多い箇所はあるのかに対し、宮田、上江、大池久保団地に漏水が見られるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

私も責任の一端を感じているのは基金を積み立てることにより、国保税の減税に力を尽くしていただきたいとの立場ですが、基金が枯渇したときに、一般財源からでも手当てして国保税引き上げを阻止しなければならなかったと深く反省をしています。

確かに、執行部は借入れを行ってでも大幅な引き上げを避けられましたが、国や県の交付金支給基準などが、基準財政収入額などを基準にしていることや、収入格差が生じている状況掌握に力を尽くせてこなかったことを本当に悔しく思っております。

国は、子供の医療費助成など行っている自治体に対してペナルティーを課していますが、これは高鍋町の責任ではありません。しかし、何としても悔しいのは県下でも国保税が上位にランキングしていることです。せめて半分に抑えられるような一般会計からの繰り入れを行っていただきたいと希望して、反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第18号平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。議案第19号平成22年度後期高齢者医療

特別会計について、反対の立場で討論を行います。

ことしは保険料が引き下げられました。しかし、広域化される中で、保険料やその使い道について負担平等なのかと考えたとき、確かに不公平感はなくなるかもしれませんが、特定健診やそれに対する高鍋町の取り組みが評価されていないと考えます。当然、後期高齢者医療制度については、民主党は早期の廃止を打ち出していましたが、このままではお年寄りに保険料負担を求めていくことが続きます。したがって、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第19号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第20号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成22年度高鍋

町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計について、反対の立場で討論を行います。

介護保険が始まって10年が来ました。3年ごとの見直しで介護保険がもっと使いやすくなるのかと考えていましたら、どんどん使いにくくなっているではありませんか。そのことは確かに地方自治体の責任ではありませんが、独自の事業展開をもっと図るべきだと思います。国保税と違って、保険料の住民負担も多いほうではありませんが、一元化された状況では非常に負担分が大きく、また利用についても住民からの苦情が絶えません。

特別委員会審査のときもお話をしましたが、保険料徴収は行うのに、使うほうでの住民苦情については立ち入り調査もできない状況では、独立しているとは言えません。常に協力関係にあるのが地域密着型のみですが、これも北海道などでの火事で死者が出ている状況を考え合わせると、非常に複雑な思いがいたします。

高鍋ではこれらの対応はしっかりとなされているとのことですが、それでも不安感がぬぐえないのはどうしてでしょうか。介護保険事業がもっと住民に使いやすい事業となることを期待して、反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

次に、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第26号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第19、議案第26号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第26号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,808万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1,322万9,000円とするものでございます。

今回の補正は先日議決いただきました一般会計補正予算（第6号）で計上しておりました、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次分が追加交付されたことに伴い、道路改

修工事と城堀緑地の水質保全工事を行うものでございます。

財源につきましては、国庫支出金及び繰入金でございます。あわせまして、この2件の事業は、繰り越しをして実施することになりますことから、繰越明許費の追加と変更を行うものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

この一般会計補正予算（第7号）は、先日議決をいただいております補正予算（第6号）にも計上しておりましたが、地域活性化・きめ細やかな交付金の分でございます。このきめ細やかな交付金につきましては、1割分、約500億円が留保されておまして、今回その分につきまして、第2次分として追加交付されたことによります補正予算ということになっております。

交付金の限度額等につきましては、お手元にお配りしております資料で確認方お願いしたいと思います。

10ページ、11ページのほうでございます。

歳出でございますが、今回の補正では町道の改修工事と城堀緑地の水質保全工事を行うということにしております。この町道ですが、小丸出口・蓑江線です、路線名はですね。場所は、本町1番街ということになります。

この1番街につきましては、現在路盤の状況が非常に悪いため、凸凹の状況でございます。このブロックを撤去し、カラー舗装を行うというものでございます。

また、城堀緑地につきましては、現在、水の循環が悪く、水質の悪化が懸念されております。このことから、ポンプ設置工事と水質浄化装置を設置し、あわせて城堀の環境保全を図るというものでございます。

次、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、先ほど申し上げました国庫支出金でございます、きめ細やかな臨時交付金とその財源調整といたしましては、財政調整基金繰入金のほうで手当をいたしております。

次、4ページのほうをお願いいたします。

今回補正で提出しております2件につきましては、翌年度で実施するというところでございます関係上、繰り越しが必要となります関係で、1件につきまして、城堀につきましては追加、町道の道路改良につきましては変更という、繰越明許の補正を行うというところでございます。

以上で、一般会計補正予算の詳細説明を終わります。

なお、城堀につきましては、お手元のほうに予定ということで、概略等を明示させていただいております。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。小丸出口・蓑江線の一番街のカラー舗装をやりかえていただくということの提案が出ているようなんですが、これは排水溝も含んだ形でのやりかえになるのか、予定していらっしゃるのか。それとも、路面だけをかえるのを一応予定をされて計画されてるのかどうかということをお伺いをしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。今回のこの本町一番街の改修工事につきましては、この予算の中では舗装部分、タイル部分ですかね。ブロック部分の工事のみを考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。実は、私たち広報委員会で鹿児島県の蒲生町というところに出かけてまいりました。そのときに、ちょうど道路の工事をされているところを見たんですけども、排水溝も含めて道路面整備が行われていたんですね。それを見ましたら、非常に道路面が排水溝の蓋の部分も一緒にされてましたので、非常にいいかなと。一元化して、えらい平らで、穴が途中、途中、あんまりあいてなくて、すごくよかったです。ありますので、できれば排水溝の蓋の部分ですね、あそこを含めた形での路面の回復ちゅうのができないかどうか。この予算でひょっとして無理なのかもしれませんけれど、そこを十分調査研究をしていただいて、提案をさせていただければいいなと思って、2回目の質疑になりましたけど、もう一度お聞きしますが、どこまで考え、今から計画なのか、それとももう計画は既にでき上がってある程度工事設計、見積もりみたいなのはもうでき上がってるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、議員が申されますとおり、私も排水のほうは気にかかっております。そういうことで、予算が許すなら、そういう工法で何か進められないかということは、今、係に投げかけておりますので。できれば排水溝もやっつけていけばいいなと思っておりますから、議員の提案を参考にいたしまして、また進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決をいたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第2号

- 議長（後藤 隆夫） 次に、日程第20、発議第2号※くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。16番、時任伸一議員。

- 16番（時任 伸一君） 16番。それでは、発議第2号の趣旨説明をいたします。

くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書についてでございます。これは、議員協議会で一応議員の皆さんは御存じのことです。総務委員会でもみまして、議会として意見書を提出することになりました。少し読み上げます。

構造改革によって貧困と格差が拡大し、医療や年金、雇用問題など、さまざまな社会不安が増大しています。今まさに国民の安全と安心を確保するために、国、地方行政の役割が重要となっています。しかし、「小さな政府」に向けた公務員削減によって、国民の願いにこたえる行政体制は縮小の一途をたどっており、くらしに必要な行政サービスさえも国民に届かなくなっています。国民の命をはじめとする安全と安心を確保し、セーフティネットを再構築するため、行政体制の確立・拡充が必要です。

となことで、あと、以下省略しますが、まず内容の趣旨が6項目にわたって列挙されています。読み上げます。

1、地方に犠牲を強いる「地方分権改革」は行わないこと、2、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと、3、公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと、4、公共サービスを担う労働者の劣悪な労働条件を改善し、官製ワーキングプアをなくすこと、5、医療福祉、教育、雇用、労働者保護、登記、気象など、くらしを支える公務・公共サービスを充実すること、6、独立行政法人、国立大学法人の運営費交付金について、一律的・一方的な削減をやめ、法人の運営に支障を生じないよう必要な予算措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するということにいたしました。平成22年3月19日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、相手先は内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣ということになっております。

- 議長（後藤 隆夫） 日程第20のところ、議長の文書の読み上げが間違っておりましたので、訂正をいたします。

発議第2号「くらしを」と申しましたが、「くらし支える行政サービス」というふうに

※後段に訂正あり

訂正をお願いしたいと思います。

それでは、以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議2号を起立によって採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。起立全員と認めます。したがって、発議第2号くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第21. 閉会中における請願審査特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第21、閉会中における請願審査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における請願審査特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第22. 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第22、閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第23. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第23、閉会中における議会広報編集特別委員会活動に

ついてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第24. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第24、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第25. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第25、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで、会議を閉じます。平成22年第1回高鍋町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦勞さまでした。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員